

令和5年度第2回香芝市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

1. 日 時	令和6年2月8日(木) 午後2時00分～午後2時50分
2. 場 所	香芝市役所総合福祉センター3階 会議室1
3. 出席者	出席委員 14名 保険者 9名
4. 議 題	(1) 令和6年度香芝市国民健康保険特別会計予算(案)について (2) 香芝市国民健康保険条例の改正(案)について (3) 第3期データヘルス計画等(案)について (4) その他
5. 議事内容	
(1) 令和6年度香芝市国民健康保険特別会計予算(案)について	
質 疑	令和6年度の予算において、保険料収入の増加、医療費(保険給付費)の減少を見込んでいるが、その余剰分は何に使われるのか。
回 答	保険給付費は、県統一化により、全額が県から交付金として交付される。保険料は保険給付費の財源とはなっておらず、県に納める事業費納付金の財源である。もし県から示された事業費納付金以上に保険料の収入があれば、余剰分は医療費を抑制するための取り組みである保健事業等に活用できるかどうかを検討していく。
質 疑	健康保持増進事業費による給付は、保険料率が上がることにより増えた収入分を還付するような事業なのか。
回 答	保険料は県に納める事業費納付金に充当するため、保険料の余剰を活用して給付をするというものではない。財政調整基金を活用して実施を予定している。
質 疑	健康保持増進事業費による給付について、県全体で実施される事業なのか? 保険料率が上がった市だけ実施するのか。
回 答	香芝市が独自で実施する事業である。

質 疑	健康保持増進事業は、今後も続ける予定か。
回 答	あくまでも案の段階ではあるが、令和6年度と令和7年度に実施する予定である。
質 疑	健康保持増進事業は、保険料の上げ幅が大きいため、その負担を少しでも軽減するためのものか。
回 答	県から、保険料の負担を抑える目的で財政調整基金を活用することはできないと示されている。健康保持増進事業による給付は、医療の高度化や少子高齢化などに伴う国保世帯の経済的負担の増加により、被保険者が健康の保持増進に係る適切な行動を取らず、健康リスクが高まることを防止するための措置として、給付金の支給を予定しているものである。
意 見	保険料が県内で統一されているのに、香芝市だけ給付金があるのはちょっといかがかなと思うところはある。
質 疑	健康保持増進事業は、具体的には給付なのか、還付なのか。具体的な対象者は。
回 答	保険料には関係なく、国保の被保険者に対しての給付である。あくまでも案の段階ではあるが、所得金額に応じて給付金を設定することを考えている。
質 疑	6年度から保険料が県統一になるとどのくらい上がるのか。
回 答	概算ではあるが、令和5年度に賦課されている平均と比較して、1人当たり6,800円程度増加する見込みである。
(2) 香芝市国民健康保険条例の改正(案)について	
質 疑	なし

(3) 第3期データヘルス計画等(案)について

<p>意見</p>	<p>新生物の医療費が高いががん検診の受診率が低いため、がん検診の受診率向上のために、データヘルス計画策定時に香芝市で分析した結果を市民に向けてもっと広報すべきではないかと思うし、がん検診受診率向上のために、がん検診の負担額の軽減等、大幅に予算を使うべきではないか。令和6年度予算における保健事業費は、令和5年度とほとんど同じ予算であったが、策定したデータヘルス計画を進めるのであれば、もう少し予算が必要ではないか。</p>
<p>意見</p>	<p>第3期データヘルス計画の目的と目標の評価指標に「平均自立期間(要介護2以上)」とあるが、要介護2以上は日常生活動作に介護が必要である状態であるので、文言の修正を検討してはどうか。</p>